

基本計画 第4章

① 市民生活

地域活動や市民活動[※]を活発化し、市民と行政の協働[※]によるまちづくりを進めるとともに、防災や消防・救急の体制を強化し、地域で支え合う安全なまちづくりを進めます。

基本施策1	地域コミュニティ [※]	74
基本施策2	交流	76
基本施策3	市民協働	78
基本施策4	防災	80
基本施策5	消防・救急	82

1 市民生活 基本施策 1 地域コミュニティ※

目指す姿

目標値

地域住民がコミュニティセンターや集会施設をはじめさまざまな場において、地域の課題解決のための意見交換を活発に行っています。その中で地域住民相互の信頼が確立され、住民みんなが地域活動に参加しています。また、各世代との連携・交流を持ちながら地域住民自らが活気ある住みよいまちづくりを進めています。

指標	現状値	目標値	
		平成 25 年	平成 30 年
自治会*加入率	82.9%	85%	87%
コミュニティ組織の数	2 団体	3 団体	4 団体
地域3あい事業*実施地区数	55 地区	65 地区	75 地区
地域3あい事業を知っている子どもの割合	6.2%	12%	20%

現況・課題

本市では区長を中心とした自治会が組織され、市民と行政とのパイプ役という重要な役割を担っています。しかしながら、自治会活動への参加を煩わしく感じている住民が増加しており、年々自治会への加入率が低下しています。今後、地域の問題を解決するためには、住民と行政がお互いの役割を明確にして、住民が主体となってお互いに協力し合うことが重要となります。そのためには、自治会への加入を促進するとともに、自治意識を高め、地域活動の重要性を啓発していくことが更に必要となっています。

また市内には、小学校区のコミュニティ組織として、三ツ淵小学校区の5区が主体となった三ツ淵学区コミュニティ推進協議会と、西部コミュニティセンターを利用する住民を中心とした西部コミュニティセンター運営協議会が組織されています。今後も、他の校区やコミュニティセンターでの組織化を図り、地域活動の活性化を推進していく必要があります。

そして、現在、地域コミュニティの活性化のために多くの地区で生涯学習の立場から地域3あい事業が行われています。しかし、これらの地域活動に携わるリーダーや役員の多くが60歳以上であり、後継者不足が懸念されています。更に、子どもの参加も小学生までが大半であり中・高校生などが地域活動に参加しやすい環境づくりも必要です。

関連データ



協働の考え方

各地区の活動状況や行政の支援制度をホームページなどで紹介し、情報を共有しながら地域活動の活性化を進めます。また、住民自治の重要性を地域と行政が共に啓発し、自治会活動などへの住民の参加を促します。

市民活動団体や地域コミュニティの活動を促進するため、リーダー養成のための研修会を行い、そのリーダーによる主体的な地域活動を支援します。

事業の実施状況や実施にあたっての課題などを協働*により検討し、手法などを改善していきます。

基本施策の展開方向



1 自治会活動を支援する

1-1 2-1

- 自治会と行政の役割分担を明確にし、お互いが役割を果たせるよう協力していきます。
- 「地域の生活は地域で守る」ことの重要性をさまざまな機会を通して啓発し、自治会への加入を促進します。
- リーダーとなる人材の育成を行うなど、自治会の組織力の強化を進めます。
- 地域の共通課題を地域全体で共有し、課題解決に向けて自治会同士で連携して円滑で効率的に対応できるよう支援します。
- 住民相互が交流できる行事の充実が図られるよう支援します。
- 広報こまきやホームページなどを通して住民自治の重要性を周知します。

2 コミュニティ組織を支援する

2-1

- 新たな地縁社会づくりに向け、中学校や小学校区単位でのコミュニティ組織を形成して、自治意識を高めます。
- 活動の拠点となるような交流の場所を整備し、コミュニティ団体が利用しやすい環境を整え、活動を支援します。

3 地域活動の充実を図る

1-1 2-1 4-1

- 地域住民が地域活動に参加しやすい環境づくりを推進し、地域での交流機会を高めます。
- 活動を企画運営し、各世代間を調整できるコーディネーターなどの人材育成を進めます。
- 活動内容をホームページなどで紹介するとともに、支援制度を周知し、活動の充実を図ります。
- 地区公民館などでの地域3あい事業など、地域住民の主体的な活動を支援する仕組みを更に充実します。

1 市民生活 基本施策 2 交流

目指す姿

目標値

市民交流活動が盛んに行われており、市民の交流がより深まっています。また、国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを越えて市民間の交流や相互理解が深まり、地域で助け合って生活しています。更に、国内外の都市との交流に関心が高まり、国際交流協会や市民活動団体が中心となり、市民レベルでの都市間交流などが活発に行われています。

指標		現状値	目標値	
			平成 25 年	平成 30 年
市民まつりまたは平成夏まつりに満足している、または楽しみにしている市民・子どもの割合	市民	45.8%	50%	55%
	子ども	81.0%	83%	85%
国際交流事業などへの年間参加者数		1,984 人	2,100 人	2,200 人

現況・課題

市内では市民まつりや平成夏まつりなどの市民全体が参加できる交流事業が行われていますが、余暇の過ごし方も旅行や娯楽など多様化し、まつりへの関心が薄れてきています。

また、本市は全国的に見ても外国籍市民の割合が高く、現在もその人数が年々増加しています。国際交流や多文化共生*の活動も行われていますが、言葉や生活習慣の違いから、外国籍市民が地域に入りたくても入れない、地域の人とどのように付き合っていけばよいか分からないなど、生活のさまざまな面で問題が生じています。更に、市民意向調査によると外国籍市民との共生に対する満足度が低く、十分な共生が図られていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今後は住民相互のつながりを深めるため、市民交流活動の活性化や、異なる文化を理解し、外国籍市民との交流を深めていくための環境づくりが必要です。

また、市民が主体となった国内外の都市との交流活動を一層推進していくことも求められています。

関連データ

・外国人登録者数

協働の考え方



交流を促進するための事業の開催にあたり、企画段階から市民参加により実施します。

多文化共生社会の構築に向けて、さまざまな国籍の市民と共に交流や情報の共有ができる環境づくりを進め、お互いの歴史や文化の理解を深めます。

基本施策の展開方向

1 住民相互のつながりを深める

2-3 3-2 4-2

- 自治会*、子ども会、老人クラブなどの市民交流活動を促進します。
- 市民が参加したくなる魅力ある市民まつりなどを企画します。

2 外国籍市民との交流がしやすい環境を整備する

2-3

- 言葉や生活習慣の違いから生ずる課題の解決のために、必要な情報の提供に努めるとともに、多言語による相談体制の拡充に努めます。
- 市民一人ひとりが、それぞれの文化や歴史を通して、相互交流や相互理解ができる環境づくりを進めます。
- 国際交流や多文化共生に取り組む市民活動団体のネットワーク化を図り、情報提供や相談などに対して支援できる環境をつくります。
- 国際交流協会などの国際化を推進する組織を支援します。

3 姉妹都市・友好都市などとの交流を進める

2-3 4-2

- 児童生徒の交流活動を推進し、幅広い視野や理解力を高めます。
- 市民主体の都市間交流を推進します。

1 市民生活 基本施策 3 市民協働

目指す姿

目標値

市民と行政が、まちづくりの主役は市民であるという認識のもと、対等なパートナーとして地域課題の解決に向けて共に考え、協力して行動しています。また、市民活動*への関心が高まり、市政にも多くの市民が参加しています。更に、産学官の連携によりさまざまな資源が有効に活用され、協働*によるまちづくりが進められています。

指標	現状値	目標値	
		平成 25 年	平成 30 年
まちづくりに関する意見交換会や勉強会に参加したことがある市民の割合	3.8%	6%	10%
地域活動やボランティア*活動に参加している市民の割合	19.4%	25%	35%
ボランティア活動をしたいと思う子どもの割合	78.8%	80%	85%

現況・課題

近年、少子高齢化や環境、教育、防犯、防災など、地域社会の課題が多様化しており、これらの課題に従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。その一方で自主的にこれらの課題の解決に取り組む市民活動団体が注目されています。こうした中、平成 10 年 3 月に「特定非営利活動促進法」が制定され、本市においては平成 17 年 4 月に「小牧市市民活動推進条例」を施行し、市民活動センター*の開設、市民活動助成金交付制度の創設など、市民活動の支援を進めてきました。

市民意向調査によると、これからのまちづくりに市民の参画や協働が必要だと認識している市民は 8 割を超えています。しかしながら、市政への市民意向の反映や市民の意見を聴く機会が充実していると思う市民は 2 割程度にとどまっています。

現在、本市に登録して活動している市民活動団体は年々増加していますが、活動資金や活動の場の確保などが課題としてあげられており、市民活動の活性化の促進が必要とされています。

今後は市民と行政に加え、企業や大学などともお互いに協働意識を高め合い、協働の関係を構築していくことが必要とされています。

関連計画・条例等

- 小牧市市民活動推進条例（平成 17 年 4 月施行）
- まちを育む市民と行政の協働ルールブック「はじめの一步（理念）編」（平成 20 年 3 月策定）

関連データ

- ・ ボランティア団体（社会福祉協議会のボランティアセンター*への登録団体）や市民活動団体（市民活動センターへの利用登録団体）の数
- ・ 市民活動センターの利用状況

基本施策の展開方向



1 市民協働によるまちづくり意識を高める 2-2

- 協働によるまちづくりについての学習会や意見交換会を行います。
- 政策決定や計画づくりのために組織する委員会、審議会、研究会などへの一般市民の参加機会を拡充します。
- まちづくりの企画に関する市民の提案制度について研究します。
- 市民憲章は、市民一人ひとりが住みよいまちにするための心構え・果たすべき役割を明確化したものであり、地域の行事や広報こまきを通じて、その趣旨を啓発します。

2 市民協働の役割分担を明確にする 2-2

- 市民や市民活動団体、企業、行政などのそれぞれが果たす役割を明確にすることにより、相互理解を深め協働事業を円滑かつ効果的に推進します。

3 市民活動団体・ボランティア団体の活動を支援する 2-2

- 市民活動助成金交付制度などの支援制度を拡充し、各団体の目標やレベルに応じた支援を行うことで、団体の自立を促します。
- 活動の場を提供し、連携・交流または行政や社会福祉協議会との連絡調整を支援するための市民活動センターの機能を充実します。

4 産学官の連携を強化する 2-2

- 企業と大学、行政がまちづくりの課題や目標、活動成果を情報共有できるネットワークを構築します。
- 具体的な課題に取り組むため、産学官の連携による調査・研究などを進めます。

1 市民生活 基本施策4 防災

目指す姿

目標値

防災対策が充実され、地震、風水害などの災害や武力攻撃、大規模なテロなどの不測の事態に対し被害を最小限に抑える体制ができています。そして、災害時に自主防災組織とボランティア*、企業、行政との連携体制が確立され災害対応が速やかに行われています。また、備蓄資器材や情報伝達手段が整備され、市民をサポートする体制が整っています。

指標	現状値	目標値	
		平成 25 年	平成 30 年
防災活動を行っている自主防災組織数	57 団体	70 団体	80 団体
家庭で日頃から地震や風水害などの備えをしている市民（家族と話し合ったり家族で準備をしている子ども）の割合	市民	46.6%	70%
	子ども	43.0%	70%
市が所有する耐震化の必要な特定建築物*のうち耐震化した建築物の割合	0% (平成 21 年度着手)	90%	100%

現況・課題

近年、都市化の進行や池・田畑の減少に伴い、土地の保水遊水機能が低下しています。そのため本市では、雨水貯留施設の整備などを進めています。家庭や地域においても風水害への対応が必要です。現在は、地域防災計画に基づき水防訓練・防災訓練の実施や防災組織の育成・強化を進めています。

しかし、東海地震、東南海地震などの大規模自然災害や航空事故などの重大事故、テロ、武力攻撃などの被害を最小限に食い止めるためには、市民への情報伝達手段、ボランティアの受け入れ、備蓄資器材の充実などの整備や、市民一人ひとりによる自助と地域コミュニティ*などによる共助、行政による公助の連携が必要です。

また、地震はいつ、どのような状況で発生するかわからないため、公共施設をはじめとする建築物の耐震化を促進していく必要があります。

「自らの身の安全は自分自身で守る」という防災の基本のもとに、自主防災組織の育成・強化を図っていますが、核家族化、高齢化などから地域でのつながりが弱く、活動が小規模になっています。今後、地域の主力となって活動する防災リーダーと協力し、防災や国民保護に関する基礎知識の普及など、一層の防災意識の高揚を図ることが求められています。

更に、今後は大規模災害時の対応として、より広範囲の企業、団体などとの相互応援体制やボランティアの受け入れ体制、防災情報収集伝達網の整備が必要です。

関連計画・条例等

- 小牧市地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・附属資料）（昭和 39 年策定）
- 小牧市国民保護計画（平成 19 年 3 月策定）
- 小牧市耐震改修促進計画（平成 20 年度～平成 27 年度）
- 洪水ハザードマップ（平成 16 年 3 月作成）

協働の考え方



防災に関する取り組みや講演会を通して「自らの身の安全は自分自身で守る」ことの啓発を行い、防災や国民保護に対する意識を高めるとともに、問題点や先進的な取組例について市民と行政が情報共有できるようにします。

防災訓練の実施にあたってはより多くの市民や企業の参加により行うとともに、自主防災組織との連携を図ります。

災害に対する対応について、役割分担などを市民とともに具体的に確認し、実際の災害に備えます。

基本施策の展開方向

1 防災意識を高める

1-1 2-1

- 家庭や地域での防災対策や「自らの身の安全は自分自身で守る」という防災・国民保護の基本を講演会、地区で実施する防災訓練などで周知、啓発します。
- 地域防災リーダーとの協力により自主防災組織の育成・充実を図ります。

2 防災体制を充実する

1-1

- 社会のさまざまな主体が協働*して、災害時や武力攻撃事態などにおける被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築します。
- 危機管理体制の構築を図るためには、情報の共有（収集・整理・分析）が最重要であるため、危機管理部門の一本化と専用の災害対策本部室の整備を検討します。
- 災害時の通信手段として、防災行政無線（移動系）を整備します。また、緊急地震速報や災害時の避難勧告などの情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）*の活用を視野に防災行政無線（同報系）*の整備を検討します。
- 災害時に備え防災備蓄倉庫を整備するとともに、災害時要援護者*の支援体制の整備や避難支援プランの早期整備を推進します。

3 建築物の耐震化を促進する

1-1 5-3

- 地震発生時の避難・救護拠点となる施設をはじめとする公共施設の耐震性の確保と向上を図るとともに、民間建築物の耐震化の促進を図ります。

1 市民生活 基本施策5 消防・救急

目指す姿

目標値

消防・救急・救助・予防の各分野で専従・専門の職員が質の高い活動をして市民生活の安全を確保しています。また、多くの市民が心肺蘇生法やAED*の取扱いをマスターして、現場に居合わせた人による一次救命処置が実施されています。更に、市域を越えた相互応援が確立され、災害に対する初動体制が強化された安心なまちになっています。

指標	現状値	目標値	
		平成25年	平成30年
救急出場における救急救命士搭乗率	83.2%	95%	100%
普通救命講習の受講率	8.2%	15%	20%
住宅用火災警報器の設置率	49.3%	100%	100%

現況・課題

愛・地球博の開催などにおいてAEDの重要性が認識され、市内の公共施設をはじめ、民間施設においてもその設置が進められ、普通救命講習の受講者が増えています。救急救命士の養成も計画的に進められていますが、まだ十分な状況ではありません。救急車の適正利用についても、安易な考えによる利用が多くなってきています。

また、防火対象物や危険物施設が多い本市では、立入検査を十分に実施できる人員の確保が困難な状況です。そして、近年多様化・大規模化する災害事故などに的確に対応し、消防体制の更なる充実化・高度化を図ることが課題となっています。

今後は、近隣消防本部との広域的応援などにより、消防施設の効率的運用や、消防職員の専従・専門化を図り、質の高いサービスを提供することが必要とされています。

関連計画・条例等

- 小牧市火災予防条例（昭和55年7月施行）
- 救急高度化推進計画書（毎年策定 計画期間10年）

関連データ

・原因別火災発生件数 ・救急出場件数 ・普通救命講習修了者数

協働の考え方



広報こまきやホームページ、少年消防クラブ・婦人消防クラブなどの活動を通して、市民の防火意識を高め、火災の予防に努めます。また、市民などによる一次救命処置がスムーズに行われるように普通救命講習の受講を市民に促します。

基本施策の展開方向

1 消防力を強化する 1-1

- 近隣消防本部との広域的応援などによる消防施設の効率的運用や消防職員の専従・専門化の検討を進めます。
- NBC災害*などに対応するため、特殊装備や車両の充実を図ります。

2 火災予防対策を充実する 1-1

- 尊い人命を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置促進を図ります。
- 防火対象物や危険物施設への積極的な立入検査を実施します。
- 広報こまきやホームページを通して、市民の防火意識を高め、火災の予防に努めます。

3 救急・救助体制を強化する 1-1

- 救急出場に対する救急救命士の搭乗率を高めるとともに、気管挿管や薬剤投与が実施可能な救急救命士の養成を継続し、救急の高度化を図ります。
- 重症患者受け入れ体制の確保など医療機関との連携を強化します。
- 救急車の適正利用を呼びかけます。
- AEDの普及に併せ、普通救命講習の実施を促進し、またAEDの設置施設情報を通信指令システムに反映させ、現場に居合わせた人との連携を強化します。
- 救助隊員の高度な知識・技術を養成させるとともに、救助資機材の充実を図ります。

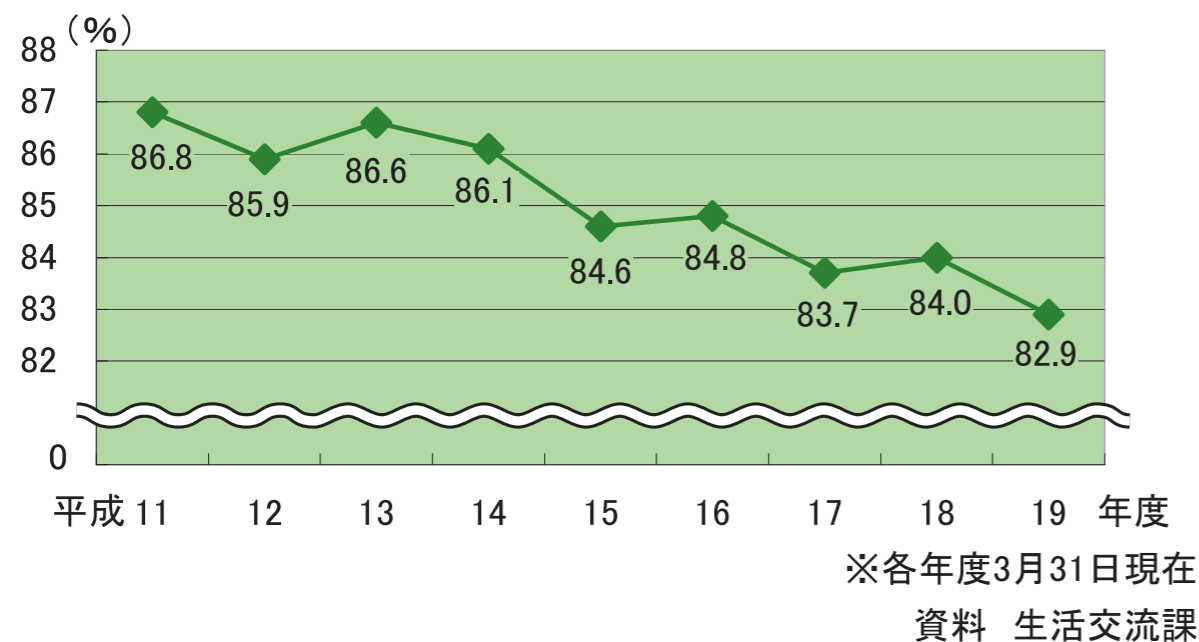
4 消防団との連携を強化する 1-1 2-1

- 消防署と消防団との定期的な合同訓練を継続し、災害現場での連携を強化します。
- 消防団の施設・装備を充実させ、消防団活動の活性化を図ります。

① 市民生活

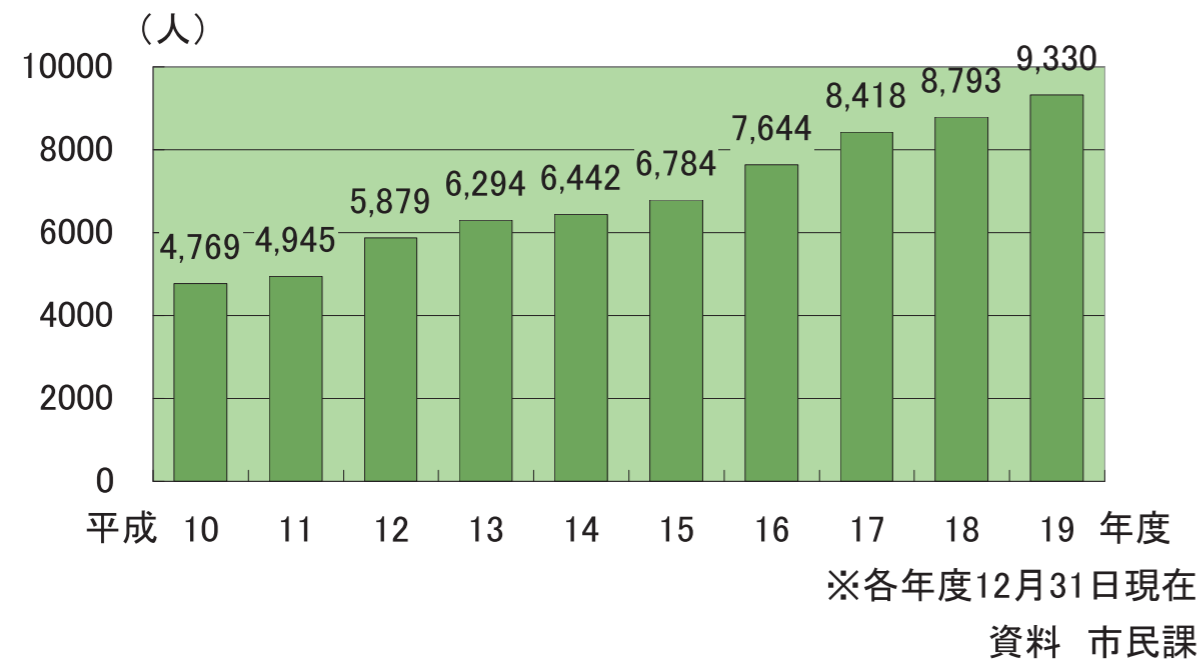
基本施策1 地域コミュニティ

■ 自治会加入率



基本施策2 交流

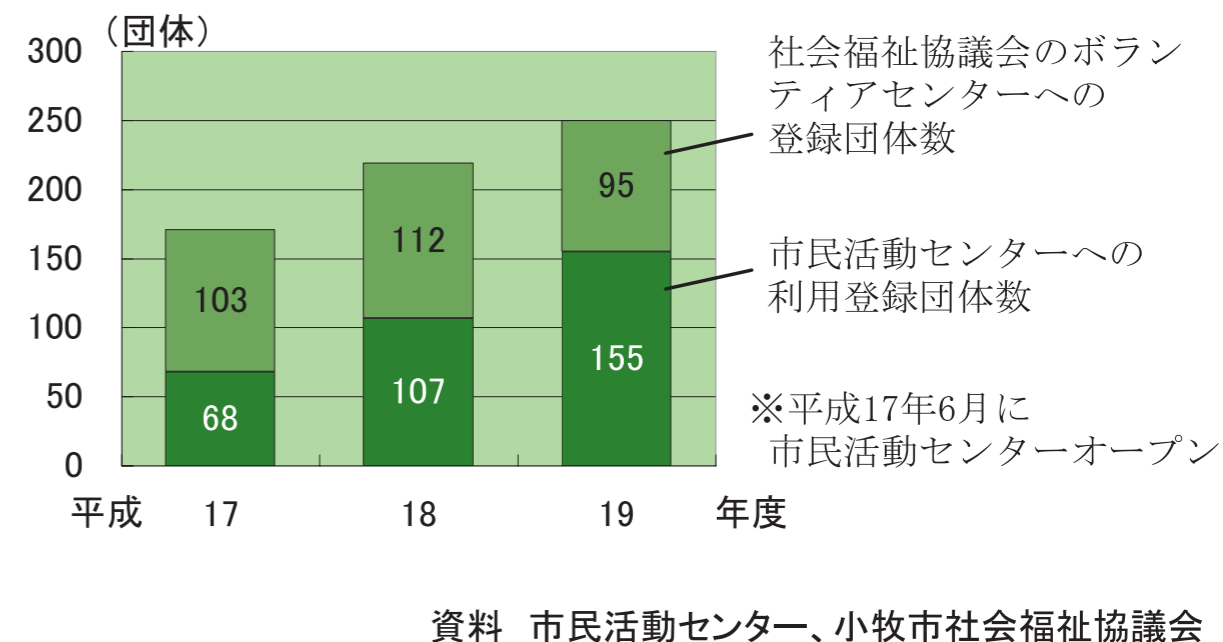
■ 外国人登録者数



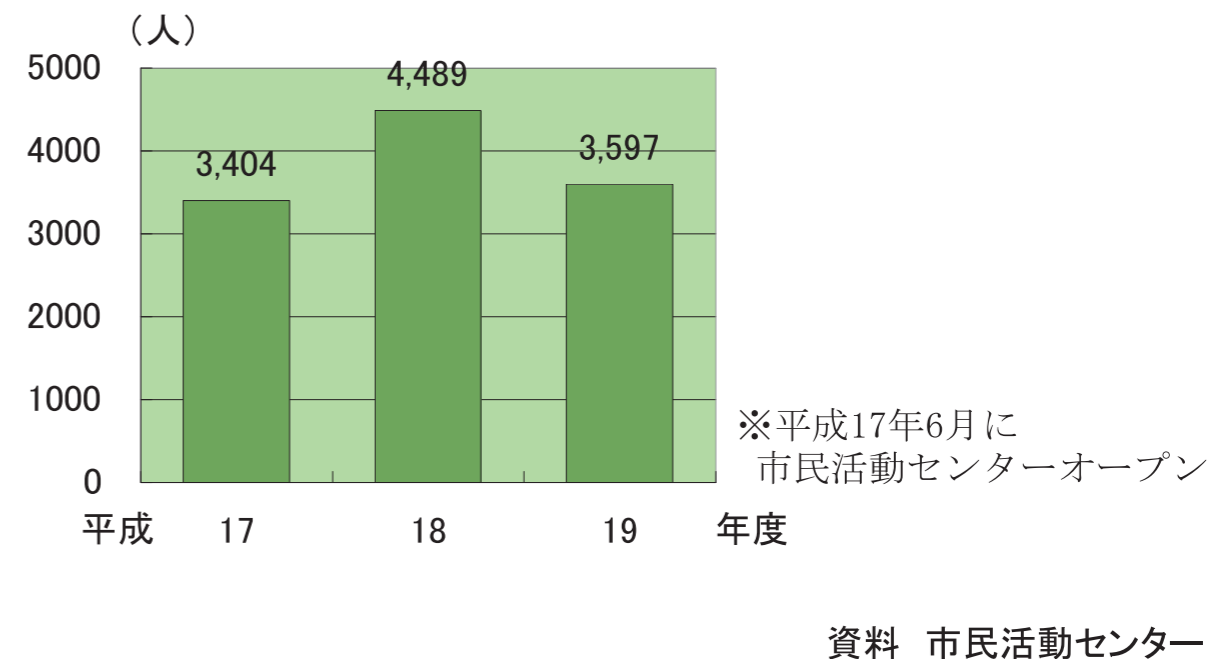
① 市民生活

基本施策3 市民協働

■ ボランティア団体や市民活動団体の数



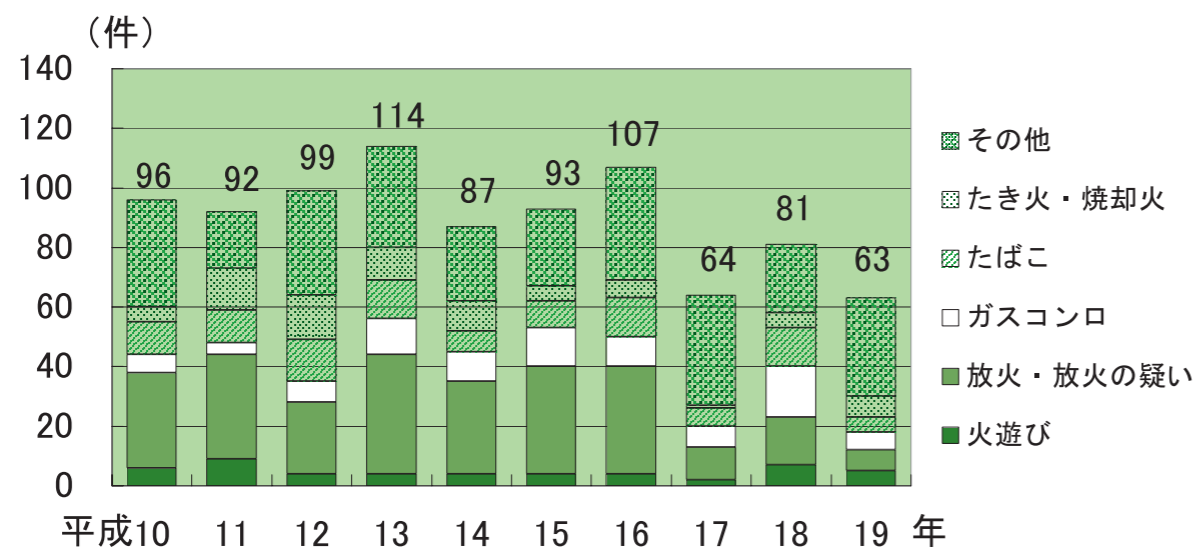
■ 市民活動センターの利用状況



① 市民生活

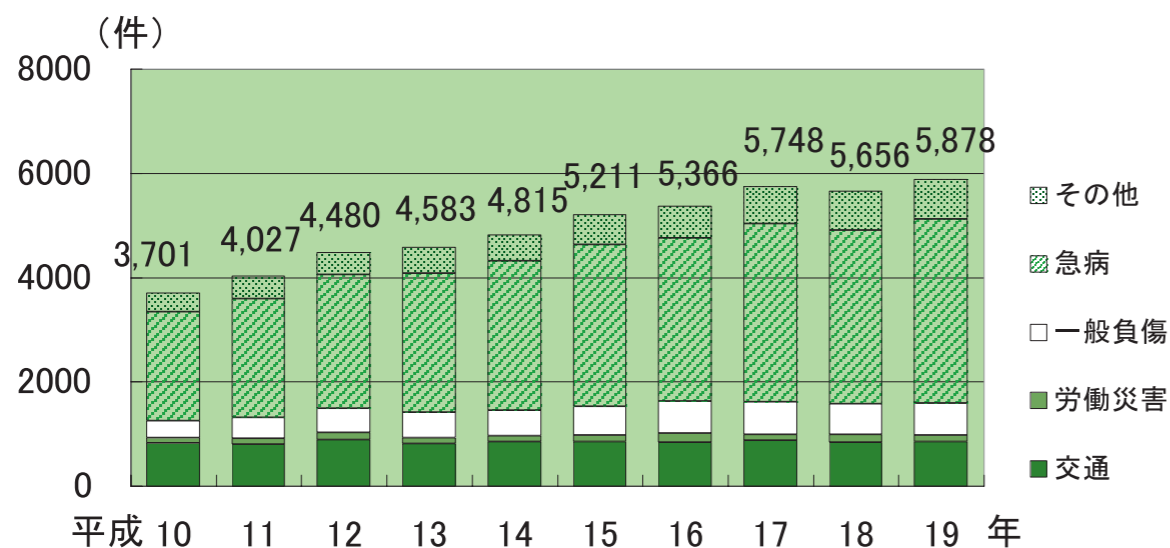
基本施策5 消防・救急

■ 原因別火災発生件数



資料 消防本部予防課

■ 救急出場件数

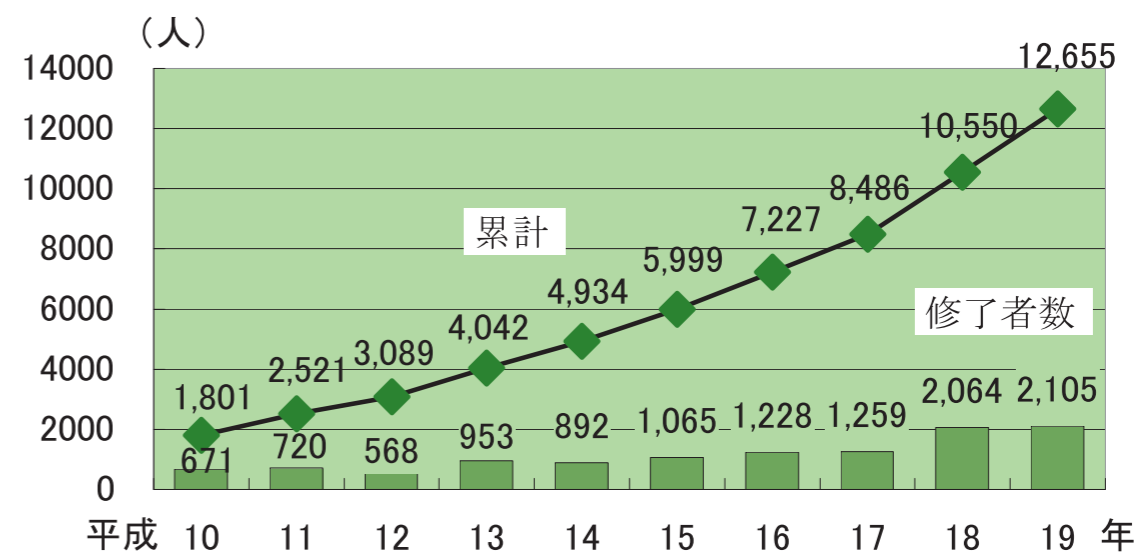


資料 消防本部消防署

① 市民生活

基本施策5 消防・救急

■ 普通救命講習修了者数



資料 消防本部消防署

基本計画 第4章 分野別計画

関連データ一覧
市民生活

環境交通
保健福祉
教育文化
都市基盤
産業振興
行政経営

基本計画 第4章 分野別計画

関連データ一覧
市民生活

環境交通
保健福祉
教育文化
都市基盤
産業振興
行政経営